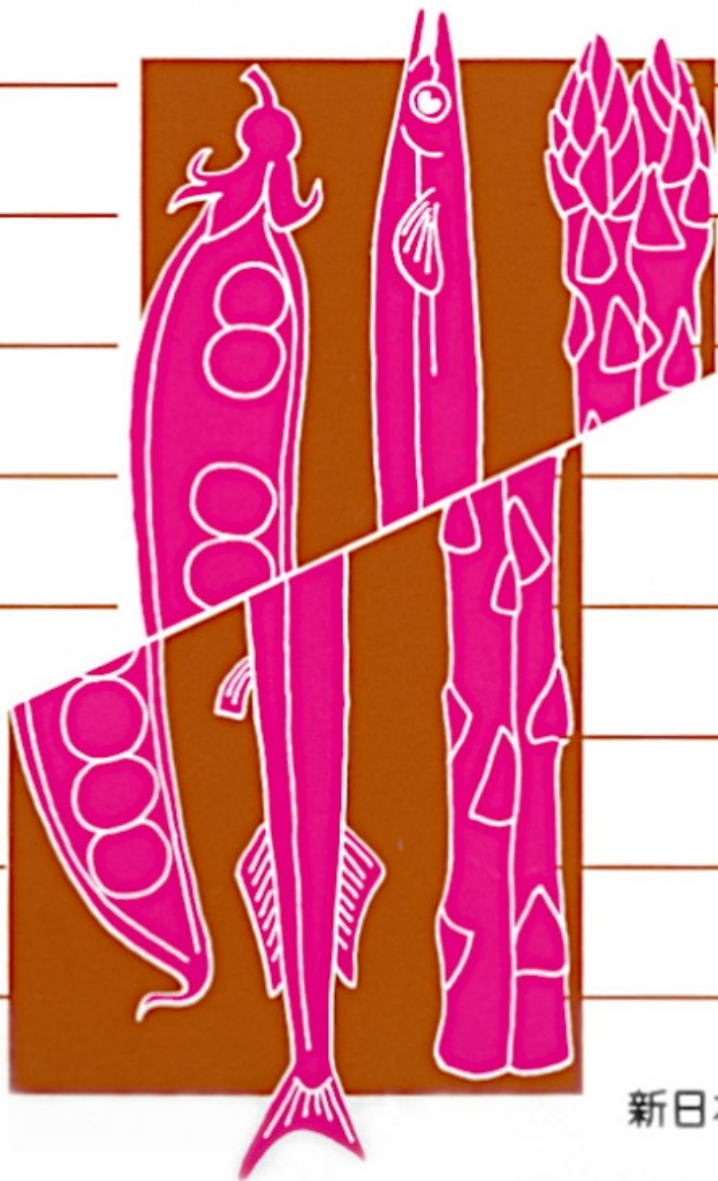


6
年版

栄養調理六法

栄養調理関係法令研究会 編集



新日本法規

第1編 栄養士

第1章 通則

○栄養士法

(昭和22年12月29日 法律第245号)

改正	昭25・3・27法 17	平5・6・18法 74
	同27・7・31同248	同11・12・22同160
	同28・8・15同213	同12・4・7同 38
	同37・9・13同158	同13・6・29同 87
	同44・6・25同 51	同19・6・27同 96
	同60・6・25同 73	令4・6・17同 68

〔編注〕 令4法68による改正は、刑法等一部改正法施行日から施行されるので、
該当条文末尾に〔編注〕として改正文を掲げた。

〔定義〕

第1条 この法律で栄養士とは、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう。

② この法律で管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいう。

〔栄養士の免許〕

第2条 栄養士の免許は、厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設（以下「養成施設」という。）において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事が与える。

② 養成施設に入所することができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する者とする。

③ 管理栄養士の免許は、管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える。

【参照】 1項「厚生労働大臣の指定」=栄養士法第2条第1項に規定する栄養士の養成施設指定（昭和25年厚生省告示293号等）

〔免許を与えない場合〕

第3条 次の各号のいずれかに該当する者には、栄養士又は管理栄養士の免許を与えないことがある。

一 罰金以上の刑に処せられた者

二 前号に該当する者を除くほか、第1条に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者

第3条の2 都道府県に栄養士名簿を備え、栄養士の免許に関する事項を登録する。

② 厚生労働省に管理栄養士名簿を備え、管理栄養士の免許に関する事項を登録する。

〔免許証〕

第4条 栄養士の免許は、都道府県知事が栄養士名簿に登録することによって行う。

② 都道府県知事は、栄養士の免許を与えたときは、栄養士免許証を交付する。

③ 管理栄養士の免許は、厚生労働大臣が管理栄養士名簿に登録することによって行う。

④ 厚生労働大臣は、管理栄養士の免許を与えたときは、管理栄養士免許証を交付する。

〔免許の取消等〕

第5条 栄養士が第3条各号のいずれかに該当するに至つたときは、都道府県知事は、当該栄養士に対する免許を取り消し、又は1年以内の期間を定めて栄養士の名称の使用の停止を命ずることができる。

② 管理栄養士が第3条各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生労働大臣は、当該管理栄養士に対する免許を取り消し、又は1年以内の期間を定めて管理栄養士の名称の使用の停止を命ずることができる。

③ 都道府県知事は、第1項の規定により栄養士の免許を取り消し、又は栄養士の名称の使用の停止を命じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

④ 厚生労働大臣は、第2項の規定により管理栄養士の免許を取り消し、又は管理栄養士の名称の使用の停止を命じたときは、速やかに、その旨を当該処分を受けた者が受けている栄養士の免許を与えた都道府県知事に通知しなければならない。

〔参照〕罰則=栄養士法8条1・2号

〔管理栄養士国家試験〕

第5条の2 厚生労働大臣は、毎年少なくとも1回、管理栄養士として必要な知識及び技能について、管理栄養士国家試験を行う。

〔受験資格〕

第5条の3 管理栄養士国家試験は、栄養士であつて次の各号のいずれかに該当するものでなければ、受けることができない。

一 修業年限が2年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において3年以上栄養の指導に従事した者

二 修業年限が3年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において2年以上栄養の指導に従事した者

三 修業年限が4年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において1年以上栄養の指導に従事した者

四 修業年限が4年である養成施設であつて、学校（学校教育法第1条の学校並びに同条の学校の設置者が設置している同法第124条の専修学校及び同法第134条の各種学校をいう。

以下この号において同じ。）であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、学校以外のものにあつては厚生労働大臣が、政令で定める基準により指定したもの（以下「管理栄養士養成施設」という。）を卒業した者

〔参照〕1～3号「厚生労働省令」=栄養士法施行規則16条

4号「政令」=栄養士法施行令11条

〔不正行為〕

第5条の4 管理栄養士国家試験に関して不正の行為があつた場合には、当該不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて管理栄養士国家試験を受けることを許さないことができる。

〔主治医の指導〕

第5条の5 管理栄養士は、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導を行うに当たつては、主治の医師の指導を受けなければならない。

〔名称の使用制限〕

第6条 栄養士でなければ、栄養士又はこれに類似する名称を用いて第1条第1項に規定する業務を行つてはならない。

② 管理栄養士でなければ、管理栄養士又はこれに類似する名称を用いて第1条第2項に規定する業務を行つてはならない。

【参照】 罰則＝栄養士法8条3・4号

〔管理栄養士国家試験委員〕

第6条の2 管理栄養士国家試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生労働省に管理栄養士国家試験委員を置く。

〔管理栄養士国家試験委員等の義務〕

第6条の3 管理栄養士国家試験委員その他管理栄養士国家試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

【参照】 罰則＝栄養士法7条の2

〔権限の委任〕

第6条の4 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

② 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

【参照】 「厚生労働省令」＝栄養士法施行規則20条の2

〔政令への委任〕

第7条 この法律に定めるもののほか、栄養士の免許及び免許証、養成施設、管理栄養士の免許及び免許証、管理栄養士養成施設、管理栄養士国家試験並びに管理栄養士国家試験委員に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

【参照】 「政令」＝栄養士法施行令

〔罰則〕

第7条の2 第6条の3の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

〔編注〕 本条は、令4・6・17法68で次のように改正され、刑法等一部改正法施行日から施行される。

第7条の2中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第5条第1項の規定により栄養士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、栄養士の名称を使用して第1条第1項に規定する業務を行つたもの
- 二 第5条第2項の規定により管理栄養士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、管理栄養士の名称を使用して第1条第2項に規定する業務を行つたもの
- 三 第6条第1項の規定に違反して、栄養士又はこれに類似する名称を用いて第1条第1項に規定する業務を行つた者
- 四 第6条第2項の規定に違反して、管理栄養士又はこれに類似する名称を用いて第1条第2項に規定する業務を行つた者

附 則

〔施行期日〕

第9条 この法律は、昭和23年1月1日から、これを施行する。

〔栄養士規則の廃止〕

第10条 栄養士規則（昭和20年厚生省令第14号）は、これを廃止する。

〔旧令による処分の効力〕

第11条 この法律施行前昭和20年厚生省令第14号栄養士規則の規定によりした処分その他の行為は、これをこの法律又はこの法律に基づいて発する命令の相当規定によりした処分その他の行為とみなす。

〔入所資格特例〕

第12条 中等学校令による中等学校を卒業し、又はこれと同等以上の学力を有すると文部科学大臣が認めた者は、第2条第2項の規定にかかわらず、当分の間同条第1項に規定する栄養士の養成施設に入所することができる。

附 則（昭25法17）

- 1 この法律は、昭和25年4月1日から施行する。
- 2 この法律施行の際現に従前の第2条第1項第1号及び第2号の規定に該当する者又は同条同項第1号に規定する養成施設において現に修業中の者でその課程を修了するに至つたものは、第2条の改正規定にかかわらず、昭和27年9月30日までに限り、都道府県知事の免許を受けることができる。

附 則（昭27法248）抄

〔施行期日〕

- 1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第13条から第15条まで（栄養審議会）の規定、附則第6項（栄養士法の一部改正）の規定〔中略〕は、昭和27年12月1日から施行する。

附 則（昭28法213）抄

- 1 この法律は、昭和28年9月1日から施行する。〔後略〕
- 2 この法律施行前従前の法令の規定によりなされた許可、認可その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基づいてなされた処分又は手続とみなす。

附 則（昭37法158）抄

〔施行期日〕

第2編 調理師

第1章 通則

○調理師法

(昭和33年5月10日 法律第147号)

改正	昭56・6・20法 89	平11・12・22法160
	同61・12・26同109	同13・6・29同 87
	平5・6・14同 60	同18・6・2同 50
	同5・6・18同 74	同19・6・27同 96
	同5・11・12同 89	同26・6・4同 51
	同11・7・16同 87	令4・6・17同 68

〔編注〕 令4法68による改正は、刑法等一部改正法施行日から施行されるので、
該当条文末尾に〔編注〕として改正文を掲げた。

(目的)

第1条 この法律は、調理師の資格等を定めて調理の業務に従事する者の資質を向上させることにより調理技術の合理的な発達を図り、もつて国民の食生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律で「調理師」とは、調理師の名称を用いて調理の業務に従事することができる者として都道府県知事の免許を受けた者をいう。

(調理師の免許)

第3条 調理師の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて都道府県知事が与える。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条（高等学校の入学資格）に規定する者で、都道府県知事の指定する調理師養成施設において、1年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得したもの
- 二 学校教育法第57条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて2年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格したもの

【参照】 1号「都道府県知事の指定」=調理師法に基き調理師養成施設を指定（昭和35年厚生省告示285号等）

2号「厚生労働省令」=調理師法施行規則4条

(調理師試験)

第3条の2 調理師試験は、厚生労働大臣の定める基準により、調理、栄養及び衛生に関して必要な知識及び技能について、都道府県知事が行う。

2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、調理師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を適正かつ確実に実施

することができるものと認められるものとして厚生労働大臣があらかじめ指定する者（以下「指定試験機関」という。）に試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

- 3 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 5 都道府県は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき調理師試験に係る手数料を徴収する場合においては、第2項の規定により指定試験機関が行う調理師試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定試験機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

【参照】 1項「厚生労働大臣の定め」＝調理師試験基準（平成9年厚生省告示119号）

2項「厚生労働省令」＝調理師法施行規則2章の2

3項の罰則＝調理師法10条

（絶対的欠格事由）

第4条 第6条第2号に該当し、同条の規定により免許の取消処分を受けた後1年を経過しない者には、第3条の免許を与えない。

（相対的欠格事由）

第4条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、第3条の免許を与えないことがある。

- 一 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者
- 二 罰金以上の刑に処せられた者

（調理師名簿、登録及び免許証の交付）

第5条 都道府県に調理師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

- 2 免許は、調理師名簿に登録することによつて行う。
- 3 都道府県知事は、免許を与えたときは、調理師免許証を交付する。

（届出）

第5条の2 多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて調理の業務に従事する調理師は、厚生労働省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年1月15日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、前項の規定による届出の受理に係る事務（以下「届出受理事務」という。）を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして当該都道府県知事があらかじめ指定する者（以下「指定届出受理事務機関」という。）に届出受理事務の全部又は一部を行わせることができる。
- 3 指定届出受理事務機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、届出受理事務に関して知り得た第1項の規定による届出に係る事項を漏らしてはならない。

【参照】 1項「厚生労働省令」＝調理師法施行規則4条・4条の2

2項「厚生労働省令」＝調理師法施行規則2章の3

（免許の取消し）

第6条 都道府県知事は、調理師が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- 一 第4条の2各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 その責めに帰すべき事由により、調理の業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を生させたとき。

(政令への委任)

第7条 この法律に定めるもののほか、調理師の免許、登録、調理師養成施設、指定試験機関及びその行う試験事務並びに指定届出受理機関に関して必要な事項は、政令で定める。

【参照】「政令」=調理師法施行令

(名称の使用制限)

第8条 調理師でなければ、調理師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

【参照】罰則=調理師法11条

(調理師の設置)

第8条の2 多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものの設置者又は営業者は、当該施設又は営業における調理の業務を行わせるため、当該施設又は営業の施設ごとに、調理師を置くように努めなければならない。

【参照】「厚生労働省令」=調理師法施行規則4条

(調理技術の審査)

第8条の3 厚生労働大臣は、調理師の資質の向上に資するため、調理技術に関する審査を行うことができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の調理技術に関する審査の事務で厚生労働省令の定めるものをその指定する団体に委託することができる。
- 3 第1項の調理技術に関する審査に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

【参照】2・3項「厚生労働省令」=調理師法施行規則3章

(調理師会)

第9条 調理師は、調理師の資質の向上及び合理的な調理技術の発達に寄与することを目的として、調理師会を組織することができる。

- 2 調理師会は、調理師の指導及び連絡、調理技術の研究、調理師の福祉の増進その他前項の目的を達するために必要な事業を行う。
- 3 2以上の調理師会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、連合会を組織することができる。

(権限の委任)

第9条の2 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

- 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(罰則)

第10条 第3条の2第3項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

〔編注〕 本条は、令4・6・17法68で次のように改正され、刑法等一部改正法施行日から施行される。

第10条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第11条 第8条の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

〔昭和33年政令第302号で同年11月9日から施行〕

(経過規定)

2 この法律の施行の際、現に都道府県知事の免許による調理士又は調理師である者は、この法律の施行後3年に限り、第3条第1項の免許を受けた者とみなす。

3 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終つた者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、第3条の規定の適用については、学校教育法第57条に規定する者とみなす。

【参照】 3項「厚生労働省令」＝調理師法施行規則附則3項

附 則（昭61法109）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、〔中略〕それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一・二 〔省略〕

三 第8条の規定並びに附則第3条の規定〔中略〕 昭和62年10月1日

四・五 〔省略〕

(調理師法の一部改正に伴う経過措置)

第3条 都道府県知事は、第8条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の調理師法（以下この条において「旧法」という。）第3条第1項第2号に該当する者又は旧法附則第3項に規定する者に対しては、第8条の規定による改正後の調理師法（以下この条において「新法」という。）第3条第1項の規定にかかわらず、同項の免許を与えることができる。

2 第8条の規定の施行前に旧法第3条第1項第3号に規定する試験に合格した者は、新法第3条第1項第2号の調理師試験に合格した者とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第8条 この法律の施行前にした行為及び附則第2条第1項の規定により従前の例によることとされる場合における第4条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平5法74）抄

改正 平11・6・4法65

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成5年政令第399号で同6年4月1日から施行〕〔後略〕